



令和5年9月8日
財務省関東財務局

第276回国有財産関東地方審議会の開催結果について

本日、「国有財産関東地方審議会（上條正仁 会長）」が関東財務局長の諮問を受けて開催されました。

審議の結果、下記諮問事項について、諮問のとおり処理することを適当と認める答申がなされました。

記

第1 諮問

留保財産^{*}の選定について

所在地	面積 (㎡)
東京都目黒区八雲5丁目6番2外1筆	1,361

(参考)

本財産は、令和5年3月に最高裁判所から引き受けた最高裁判所八雲公邸跡地です。

本財産は、位置・規模等から有用性、希少性が認められることから、「関東財務局における留保財産の選定基準」に則り、留保財産に選定するものです。

今後は、利用方針策定に向け手続きを進めていきます。

〔^{*}留保財産とは、有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、国が所有権を留保しつつ、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けを行う財産。〕

第2 諮問

茨城県ひたちなか市新光町に所在する土地を茨城県に対し、工業団地造成事業用地として時価売払いすることについて

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途 指定期間
茨城県ひたちなか市 新光町 106 番 2	土地	231,835 m ²	茨城県	工業団地造成 事業用地	時価売払	—

(参考)

本財産は、昭和48年に米軍より返還された水戸対地射爆撃場跡地の一部です。

茨城県は、令和6年2月に本財産を取得し、工業団地造成工事を行った後、分譲する予定です。

【本件に関するお問合せ先】

財務省関東財務局

管財第1部管財総括第1課 こみやま 小宮山

TEL 048-600-1168 (ダイヤルイン)

(参 考)

〔国有財産地方審議会〕

国有財産の管理及び処分に関する事案の中には、その処理の方向について強い関心もたれるものがあり、これらの事案については、国有財産管理処分機関のみの判断によることなく、広く民間有識者の意見を聴いて処理するため、国有財産法第9条の2、3、4に基づき各財務局に設置されている国有財産地方審議会に諮問し、その調査審議を経ることとされています。

国有財産関東地方審議会委員名簿

氏 名	職 名
井 岡 智 子	(一財)消費科学センター 理事
上 條 正 仁	(一社)埼玉県経営者協会 名誉会長
金 野 美奈子	東京女子大学現代教養学部 教授
斉 木 正 人	不動産鑑定士
澤 野 正 明	弁護士
竹 内 康	東京農業大学地域環境科学部地域創成科学科 教授
湊 元 良 明	東京商工会議所 理事・事務局長
西 尾 京 介	(株)ユニークエディションズ 代表取締役
長谷川 秀 行	(株)産経新聞社 論説副委員長
平 田 京 子	日本女子大学家政学部住居学科 教授
藤 倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授

(敬称略、五十音順)

※ 国有財産法(抜粋)
(昭和二十三年六月三十日法律第七十三号)

(国有財産地方審議会)

第九条の二 財務局ごとに、国有財産地方審議会(以下「地方審議会」という。)を置く。

第九条の三 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。

2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第1 諮問

位置図



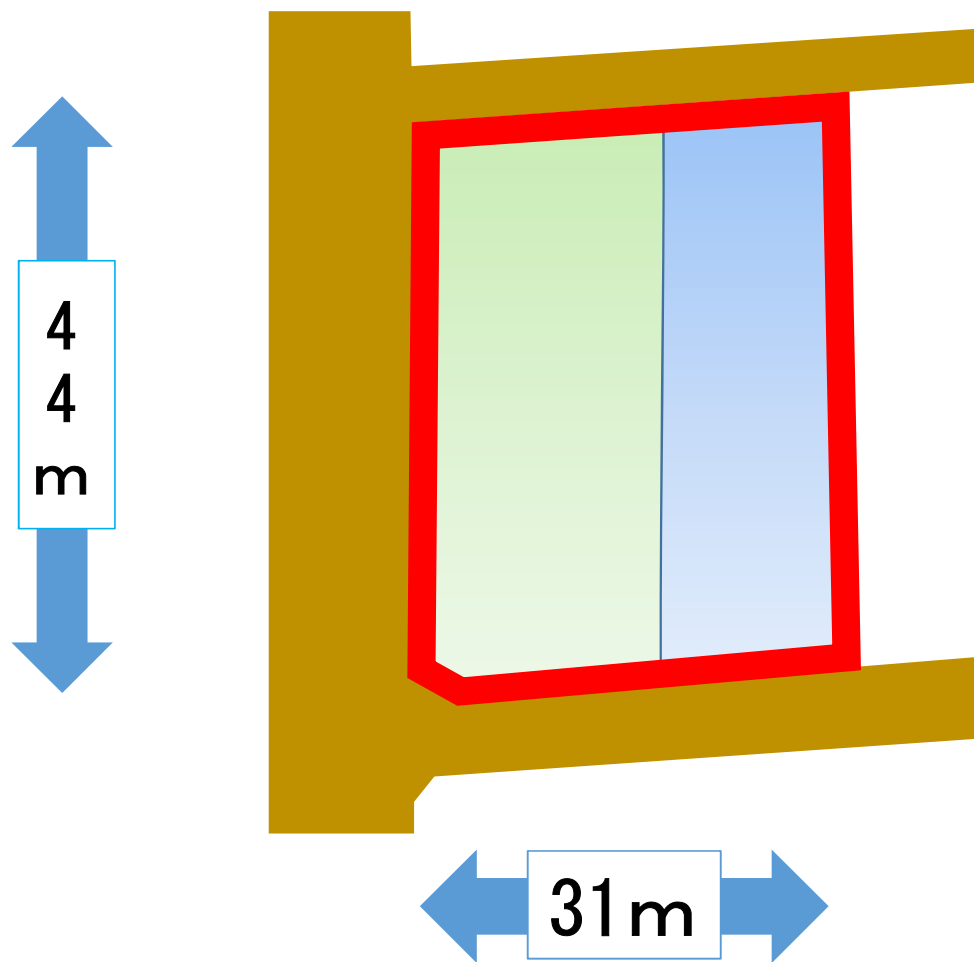
第1 諮問

案内図



第1諮問

現況図



	第一種中高層 住居専用地域	第一種低層 住居専用地域
建ぺい率	60%	50%
容積率	200%	100%
高さ制限	12m	10m
建築可能な用途	保育所、老人ホーム等公共施設、 500㎡以下の店舗	保育所、老人ホーム等公共施設

 対象財産

第2諮問

位置図



第2諮問

案内図



第2諮問

現況図

常陸那珂有料道路

自動車安全運転センター

常陸那珂工業団地

民間工場

約200~410m

約80m

	工業専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
標高	約29~33m

 対象財産

